

# 保安林内の伐採等について

## 目次

1. 保安林の制限と確認方法
2. 保安林内における手続き
3. 伐採許可がおりたら
4. 保安林内の伐採等の手続き変更点について

大分県農林水産部 森林保全課 林地保全班

1

## 保安林内における行為の制限

行為制限	優遇措置等
<p style="writing-mode: vertical-rl; color: #c0392b; font-weight: bold;">立木伐採などの際、必要最小限の制限を受けます</p> <p><b>1 立木の伐採</b> 保安林で立木を伐採する場合には、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければなりません（間伐および人工林の択伐については届出が必要です）。なお、この場合、指定施業要件（※）として定められている制限の範囲内の伐採であれば許可されることになっています。 <small>※農林水産大臣または都道府県知事が保安林を指定する際に制限の内容を具体的に定めるからです（詳しくは11頁をご覧ください）。</small></p> <p><b>2 土地の形質の変更など</b> 保安林内で密着の致致や土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為などを行う場合には、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければなりません。なお、これらの行為が、保安林の働きに支障を及ぼさないと認められる場合には、許可されることになっています。</p> <p><b>3 補栽の義務</b> 立木を伐採したあと、木を植えなければもとの森林状態に回復しない場合には、伐採した跡地への補栽が義務づけられます。</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; color: #c0392b; font-weight: bold;">損失補償などの措置があります</p> <p><b>1 伐採の制限に伴う損失についての補償が受けられます</b> 択伐または択伐の伐採制限が課せられる保安林については、立木資産の凍結に対する利子相当分の補償が受けられます。</p> <p><b>2 税金が非課税になったり減額されたりします</b> 固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税は課税されません。また、相続税、贈与税は伐採制限の内容に応じて相続税等の評価の額に3～8割が控除されます。</p> <p><b>3 特別の融資が受けられます</b> 一定の条件を満たしている場合には、伐採が制限される立木の維持に必要な資金を長期で低利に（株）日本政策金融公庫から借りることができます。条件等につきましては、お近くの公庫支店または取扱い金融機関にお問い合わせ下さい。</p>

○ 保安林は伐採等に制限を受ける代わりに、優遇措置がある。

○ 伐採方法や植栽方法は、保安林ごとに「指定施業要件」として定められている。

## 保安林の確認

- 登録簿上の地目が「山林」等でも、保安林の場合がある。
- 森林所有者自身も保安林と知らない場合がある。
- ◎ **各振興局 農山(漁)村振興部 森林管理班に問合せで確認**

2

## 保安林内における手続き

### ○許可が必要な行為

- ・立木の伐採許可（森林法第34条第1項）
- ・土地の形質の変更（森林法第34条第2項）

### ○届出が必要な行為

- ・択伐の届出等（森林法第34条の2第1項）
- ・間伐の届出等（森林法第34条の3第1項）

◎ 各振興局 農山(漁)村振興部 森林管理班  
に問合せ必要な手続きを確認

3

## 保安林内の伐採が許可されたら

○交付する赤い許可旗を現地に掲揚

○伐採・植栽完了後は、届出書を提出し、許可旗を返納



4

## 保安林内の許可申請が変わります

- 森林法施行規則改正に伴い、**保安林内伐採許可申請等の添付書類**について、**普通林同様、統一的な運用に見直されます。**
- 書類の添付は義務となりますので、**該当する場合には、必ず添付をお願いします。**

添付書類	具体的な内容
(1) 森林の位置図・区域図	申請対象の森林の位置および伐採等の区域がわかる図面
(2) 申請者の確認書類	個人：氏名・住所がわかる書類（運転免許証など）の写し 法人：法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類
(3) 他法令の許認可関係書類 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">該当する場合のみ</span>	申請対象の森林の伐採等に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況がわかる書類（許認可後の場合は許可書の写しなど）
(4) 土地の登記事項証明書等	土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写しなど土地所有権があることがわかる書類
(5) 伐採等の権原関係書類 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">申請者が土地所有者でない場合</span>	立木の売買契約書など申請者が伐採等を行う権原を有することがわかる書類（書類がない場合、同意書に経緯を記載）
(6) 境界関係書類	伐採等の区域に関し、隣接森林所有者との確認状況がわかる書類
<p>以下のいずれかに該当する場合には、添付を省略することができます。</p> <p>① 単木的な伐採など境界に隣接しない場合</p> <p>② 境界杭などにより境界が明らかな場合</p> <p>③ 申請後、伐採前に境界確認を実施することを<b>誓約書</b>などで明らかにした場合</p>	
(7) その他書類	植栽関連資料

# 同意書

令和 年 月 日

◇◇◇◇ 殿

私こと △△△△ は、私が所有する下記保安林内の立木の伐採（皆伐、択伐、間伐、緊急〇〇〇〇、作業行為、下草、落葉又は落枝の採取）について、上記 ◇◇◇◇ が保安林内の立木の伐採（皆伐、択伐、間伐、緊急〇〇〇〇、作業行為、下草、落葉又は落枝の採取）をすることを同意します。

## 記

- 1 森林の所在場所                      市郡                      町村大字                      字                      番地
- 2 樹種
- 3 林齢                                      年生
- 4 面積                                      ヘクタール
- 5 材積                                      m<sup>3</sup>
- 6 期間                                      令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 7 伐採等の権原を有することとなった経緯

森林の土地の所有者

住 所

電話番号

氏 名

印

(登記名義人との関係 )



## 誓 約 書

令和 年 月 日

大分県〇〇振興局長 殿

私こと △△△△ は、下記保安林内の立木の伐採（皆伐、択伐、間伐、緊急〇〇〇〇、作業行為）の申請にあたり、伐採開始時までには伐採する森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行うことを誓約します。

### 記

1 森林の所在場所	市郡	町村大字	字	番地
2 伐採開始時期	年	月	日	

申 請 者  
住 所  
電 話 番 号  
氏 名

印